

各 位

会 社 名 株式会社ニッピ  
代 表 者 名 代表取締役社長 伊藤 隆男  
(JASDAQ・コード7932)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役総務部長 大浦 顕逸  
電 話 03-3888-6651

### 株式併合、単元株式数の変更、定款の一部変更および配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 170 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に、株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）、単元株式数の変更および定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所（JASDAQ 市場）に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後において、証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）等を勘案して、本株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施いたします。

##### (2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日（日）をもって、平成 29 年 9 月 30 日（土）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	14,445,000 株
株式併合により減少する株式数	11,556,000 株
株式併合後の発行済株式総数	2,889,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

##### (3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5 株未満の株式を所有されている株主様 67 名（その所有株式数の合計は 87 株）が株主たる地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買い取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的な手続きについては、株主様がお取引さ

れている証券会社か、証券会社に口座をお持ちでない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主構成の割合

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	2,059 名 (100.0%)	14,445,000 株 (100.0%)
5 株未満所有株主	67 名 (3.3%)	87 株 (0.0%)
5 株以上所有株主	1,992 名 (96.7%)	14,444,913 株 (100.0%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、全ての端数の合計数に相当する数の株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合にともない、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、下記のとおり、発行可能株式総数を変更いたします。

効力発生日前の発行可能株式総数	48,000,000 株
効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）における発行可能株式総数	11,550,000 株

(6) 株式併合の条件

本総会において、本株式併合に係る議案および下記「3. 定款の一部変更」に係る議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本総会において、本株式併合に係る議案および下記「3. 定款の一部変更」に係る議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

上記「1. 株式併合」および「2. 単元株式数の変更」にともない、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）および現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものです。なお、これらの変更につきましては、平成 29 年 10 月 1 日（本株式併合の効力発生日と同日）をもって効力を生じる旨の附則を設け、係る効力発生の時をもって当該附則を削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

なお、本定款の一部変更は、本総会において本株式併合に係る議案および本定款の一部変更に係る議案が原案通り承認可決されることを条件として効力が発生するものといたします。

新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,800万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,155万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u>とする。</p> <p>附則 (定款一部変更の効力発生日) <u>第1条 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもってその効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本条は、係る効力発生の時をもってこれを削除する。</u></p>

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月24日
定時株主総会開催日	平成29年6月29日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成29年10月下旬(予定)
端数株式の処分代金の支払い開始	平成29年11月中旬(予定)

※上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映される日は平成29年9月27日です。

5. 平成30年3月期配当予想の修正

(1) 配当予想の修正の理由

本株式併合が効力を発生することを条件に、平成29年5月15日付で発表しました「平成29年3月期決算短信」記載の平成30年3月期の普通株式の1株当たりの配当金の予想を本株式併合の割合に応じて、1株当たりの配当金額を5倍とする旨の修正を行うものであります。

なお、今回の配当予想の修正は、株式併合にともなう、1株当たりの配当金の予想を修正するものであり、配当金総額の予想を見直すものではありません。

(2) 修正の内容

	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
前回予想 (平成29年5月15日発表)	円 銭 0.00	円 銭 10.00	円 銭 10.00
今回修正予想	0.00	※1 50.00	50.00
ご参考 平成29年3月期	0.00	12.00	12.00

※1 平成30年3月期期末配当は併合後（5株を1株に併合）の株式を対象としています。

以 上

(添付資料) 【ご参考】 株式併合および単元株式数変更についてのQ&A

【ご参考】

株式併合および単元株式数の変更についてのQ & A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて単元株式数の変更後において、証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）等を勘案して、当社株式について5株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします（具体的なスケジュールはQ10のとおりです。）

【議決権について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は5分の1になりますが、併せて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は具体的には以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例 2	804 株	0 個	160 株	1 個	0.8 株
例 3	480 株	0 個	96 株	0 個	なし
例 4	3 株	0 個	0 株	0 個	0.6 株

- ・例 2 および例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 60 株、例 3 は 96 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用いただけます。
- ・例 2 および例 4 において発生する端数株式相当分（例 2 は 0.8 株、例 4 は 0.6 株）につきましては、当社が一括して処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われることとなります。

なお、株主様が複数の証券会社にて当社株式をご所有の場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市場の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合の結果、株主様がご所有の株式数は、併合前の 5 分の 1 になりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 5 倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の 5 倍となります。

Q 6. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金が減りませんか。

A 6. ご所有株式数は、5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して、1 株当たりの配当金を設定させていただく予定です。業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては Q 4 に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 7. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座をお持ちでない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 株式併合により単元未満株式が生じますが、併合後も買取りをしてもらえますか。

A 8. 株式併合後も、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 今回の単元株式数の変更と株式併合に際して、株主は何か手続きが必要ですか。

A 9. 特段のお手続きは不要です。

Q 10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 10. 単元株式数の変更と株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 29 年 6 月 29 日 第 170 回定時株主総会

平成 29 年 9 月 27 日 東京証券取引所における当社株式の売買単位が 100 株に変更

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成 29 年 10 月下旬 株主様へ株式併合割当ご通知発送

平成 29 年 11 月中旬 端数処分代金の支払開始

※本スケジュールは、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 170 回定時株主総会において株式併合に関する議案および定款変更に関する議案が承認可決されることを前提としております。

#### 【お問い合わせ先】

本件（株式併合および単元株式数の変更）に関しご不明の点は、お取引の証券会社または次の株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社  
連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）  
受付時間 平日 9時～17時

以 上